明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（二四）　七
○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（二五）　九
○雇用保険法等の一部を改正する法律（二六）　一三
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（二七）　二〇
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（二八）　二七
〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（一八五）　二七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八六）　二七
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（一八七）　二六
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五七）　二九
〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務一）　三四
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一二）　三五
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産四）　三六
〔省　令〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（厚生労働八三）　三九
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（防衛六）　三九
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一二）　三九
〔告　示〕
○信用分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（個人情報保護委・経済産業三）　四一
○銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（金融庁五一）　四三
○信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件の一部を改正する件（同五二）　四三
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第二項第七号等に規定する機械等を定める件の一部を改正する件（同五三）　四三
○信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件（同五四）　四三
○信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件（同五五）　四三
○信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件（同五六）　四四
○中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件（同五七）　四四
○信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件の一部を改正する件（同五八）　四四
○労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を定める件の一部を改正する件（金融庁・厚生労働六）　四四
○労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（同七）　四四
○労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件（同八）　四四
○労働金庫法施行規則第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件の一部を改正する件（同九）　四四
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産一〇）　四八
○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（総務一六五）　四八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。